

## 訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務」を委託するにあたり、業務全般に関して、最も企画力、能力、実施体制及び実績をもった受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

### 1 事業概要

#### (1) 業務委託名

訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響が少なかった令和元年度統計のなかで、姫路城を訪れる訪日外国人観光客数は、395千人であり来城者の25%を占めている<※1>。また、宿泊者の状況は、令和元年度宿泊統計において、93.5%が日本人宿泊者で、6.5%が外国人宿泊者と推計されている。構成は、アジア54.5%・欧米豪33.1%・その他12.4%であり、国別では、台湾が一番多く23.5%を占め、以下中国（11.6%）、アメリカ（10.2%）、フランス（9.7%）、香港（5.9%）、韓国（5.2%）、ドイツ（3.7%）、イギリス（2.8%）、オーストラリア（2.7%）、タイ（2.5%）と続く<※2>。

なかでも、台湾及びフランスは観光庁の宿泊旅行統計調査の全国での構成比を大きく上回り、アメリカ・ドイツ・イギリスについても、全国比を上まわっている。

しかしながら、コロナ禍で訪日外国人観光客の渡航が長く制限され、事業者のインバウンド受入環境に関する状況も大きく変わっている。（公社）姫路観光コンベンションビューロー（以下「当ビューロー」）としては市内の外国人観光客の受入れ環境の現状を踏まえた、実効性の高いインバウンド施策を検討していく必要があると考える。

このため、本業務は、インバウンド観光の再開を見据え、市内の観光市施設の外国人観光客の受入環境及び観光地周辺の地域住民や医療関係者等への意識調査を行い、調査結果を市内事業者の受入準備及び意識醸成の促進及びインバウンド施策に活用することを目的として実施する。

<※1>出典「令和元年度姫路市入込客数・観光動向調査」

<※2>出典「令和元年度姫路市宿泊統計」

#### (3) 業務内容

別添「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務 仕様書」のとおり

#### (4) 提案上限額

3,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

上記提案上限金額を目安に提案書を作成すること。（見積額は提案上限金額以内とする。）

#### (5) 事業主体

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

#### (6) 業務期間

契約締結の日から令和4年12月9日（金）まで

## 2 参加資格

参加申込みをする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 過去5年以内に、国又は地方自治体又は観光関連団体からの委託を受けて、同規模の調査業務を実施した実績を複数案件有する者。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (4) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

### 3 参加申込書の提出及び参加資格の確認

#### (1) 申込期限

令和4年7月8日(金) 正午まで

#### (2) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)又は地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による徴収の猶予を受けていることを証する書類(公告日以後に発行されたものの原本。賦課されていない税目(市外の事業者における姫路市税等)がある場合は、その旨を記載したもの。(様式任意))

エ 国税の納税証明書(公告日以後に発行されたものの原本)

#### (3) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合は必着

#### (4) 提出場所

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所: 〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話: 079-222-2285 / FAX: 079-222-2410

担当: 浦上・井出

#### (5) 参加資格の確認

ア 参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和4年7月12日(火)までに参加申込書に記載のある電子メールアドレス宛てに参加資格確認通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合には令和4年7月15日(金)までに参加資格なしとした理由を請求する旨を、書類により提出すること。当ビューローは期日までに当該請求の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

### 4 質問の受付および回答

#### (1) 質問の受付

ア 提出書類: 質問書(様式第2号)

イ 提出期限: 令和4年7月20日(水) 正午まで

ウ 提出方法: 電子メールにて提出すること。なお、メールの件名に本業務名を記載し、必ず受理確認をすること。

宛 先 info@himeji-kanko.jp

#### (2) 質問に対する回答

令和4年7月22日(金)中にすべての参加申し込み者へ電子メールにて回答する。ただし、他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

## 5 企画書による提案

### (1) 提出期限

令和4年8月5日(金) 午後5時まで

### (2) 提出書類

原則としてA4版片とじ・横書き・片面とする。レイアウト等によりA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。また、次に掲げる書式により提案すること。

ア 表紙、目次 10部 ※任意書式

イ 企画書(提案書) 10部 ※任意書式

仕様書に記載した内容を踏まえた具体的な実施内容その他必要と思われる事項を記載すること。

ウ 見積書 1部 ※任意書式

エ 会社概要 10部 ※任意書式

オ 実施体制図 10部 ※任意書式

カ 業務遂行スケジュール 10部 ※任意書式

キ 事業実績 10部 ※任意書式(過去5年間で同類業務の実績を中心に記載)

### (3) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合は必着

### (4) 提出場所

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所：〒670-0012 兵庫県姫路市 079-222-2285 / FAX：079-222-2410

担当：浦上・井出

## 6 審査

### (1) 審査方法

ア 審査は、企画書の書類審査によるものとし、別紙「採点基準表」に基づき評価し、提案者ごとに合計得点を算出する方法による。

イ 評価は、訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務委託選定委員会において実施する。

ウ 審査の結果、仕様評価点及び価格評価点の合計得点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき合計得点の者が2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 審査結果

審査結果については、契約候補者を決定した後、令和4年8月10日(水)以降速やかに各提案事業者に対して電子メールにて通知する。

## 7 受託事業者の決定および契約

契約候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

## 8 スケジュール

	項目	期限
1	企画要領、仕様書等の公表（当ビューローHP）	令和4年6月17日（金）
2	参加申込書の提出期限	令和4年7月8日（金）正午まで
3	参加資格確認通知	令和4年7月12日（火）
4	質問書の提出期限	令和4年7月20日（水）正午まで
5	質問書に対する回答	令和4年7月22日（金）
6	企画書の提出期限	令和4年8月5日（金）午後5時まで
7	審査結果の通知	令和4年8月10日（水）以降
8	委託契約	令和4年8月中旬

## 9 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 所定の日時および場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他本件企画提案に関する条件に違反したとき

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出後、契約候補者を決定するまでの間に参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。連絡後の辞退の撤回は認めない。
- (2) 本提案にかかる一切の経費は提案事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類の所有権は、当ビューローにあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。当ビューローが提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容および経過については公表しない。
- (6) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。

## 11 問い合わせ先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所：〒670-0012 兵庫県姫路市本町6番地

電話：079-222-2285 / FAX：079-222-2410

担当：浦上・井出 / 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

(様式第1号)

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー  
理事長 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :



### 参加申込書

当社は、提案者に求められる資格要件を満たしており、「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務委託公募型プロポーザル」への参加を申込みます。

事業者名	
役職	
氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

(様式第2号)

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー  
理事長 様

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：



### 質 問 書

下記のとおり質問書を提出します。

業 務 名 称	訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務
事 業 者 名	
所属・担当者名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
質 問 内 容	

(様式第3号)

## 誓約書

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー  
理事長 様

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

㊟

訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務委託公募型プロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

### 記

- ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する調査業務委託公募型プロポーザルについて、募集要領第2項に掲げる参加資格の要件を満たしています。
- ・都合により、応募を辞退する場合は、速やかに書面にて連絡します。
- ・公益社団法人姫路観光コンベンションビューローの指示を遵守し、審査方法、選定結果について異議申立てを行いません。



別紙 採点基準表

「仕様評価点」の算出方法

「仕様評価点」の計算は、以下のとおりとする。

なお、各項目ごとの評価については 5 段階評価とする。

A（優秀である）：配点×1 点、B（満足できる）：配点×0.8 点、C（平均的である）：配点×0.6点、D（物足りなさを感じる）：配点×0.4 点、E（仕様を満たしている程度）：配点×0.2 点

C以外の評価をする場合は評価書の評価のポイント欄に評価の理由を記載する。

◆評価項目毎に採点

評価項目	評価基準	配点
事業実績・取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行に十分な能力を有するか。</li> <li>・同類業務において実績が豊富であるか</li> <li>・取組方針は明確で、意欲があり、妥当性の高い内容となっているか。</li> </ul>	20点
全体スケジュール・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施に当たりスケジュール感が実現性・妥当性が高いものか。</li> <li>・実施に当たり実施体制は妥当か。</li> </ul>	10点
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象施設のリストアップ、及び調査件数（見込み）の算定に係る手法は実現性・妥当性が高い内容か。</li> <li>・想定している調査項目は、地域の現状を把握する上で妥当性の高い内容となっているか。</li> <li>・実態リスト及び観点別評価について、取り上げる内容や項目は、妥当性の高い内容となっているか。</li> </ul>	30点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の内容が、インバウンド受入環境についての現状把握、課題、課題解決に向けての提案、地域の事業者への意識醸成及び啓発に繋がるものを想定されているか。</li> </ul>	20点
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の提案内容は魅力的で、実現性・妥当性があるか。</li> </ul>	10点
	合 計	90点

・「価格評価点」の算出方法

価格評価点の算出式は以下のとおりとする。

価格評価点 = 10点 × { (業務委託額上限金額 3,500千円 × 係数 0.8) / 提出された見積書の額 }  
 (小数点第3位を四捨五入)

※ただし、提案額が業務委託額上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とし、提案額が業務委託額上限金額の8割を下回る場合は、一律10点の評点とする。